土木第０３１０００６号
平成２９年３月１０日

市道証明及び道路幅員証明に関する事務取扱要領

（趣旨）

第1条　この要領は、市道及び道路幅員証明の交付事務取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条　この要領で取扱う道路は、宇佐市道の認定及び準市道の費用負担に関する条例（平成17年条例第211号）第4条で認定する市道とする。

（証明書の交付）

第3条　申請者は、証明書の交付を求めるときは、市道証明願（様式第1号）及び道路幅員証明願（様式第2号）に次に掲げる必要書類を添えて市長へ提出するものとする。

(1)　市道証明に添付する書類

①土地（地番を有するもの）が市道敷内であることを証明する場合（様式第1号の1）

ア　位置図（証明を受けたい位置に色塗りのこと。）

イ　公図（証明を受けたい位置に色塗りのこと。）

②土地が市道と接していることを証明する場合（様式第1号の2）

ア　位置図（証明を受けたい位置に色塗りのこと。）

イ　公図（証明を受けたい位置に色塗りのこと。）

③その他位置図のみで証明する場合（様式第1号の3）

ア　位置図（証明を受けたい位置に色塗りのこと。）

(2)　道路幅員証明に添付する書類

ア　位置図（証明を受けたい位置に色塗りのこと。）

イ　公図（証明を受けたい位置に色塗りのこと。）

ウ　現況写真

（手数料）

第4条　市道及び道路幅員証明書の手数料は、宇佐市手数料条例（平成17年宇佐市条例第82号）の規定によるものとする。

（その他）

第5条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附　則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。